

# 台風9号で被災した方へ 各種支援制度を利用ください

8月9日から10日にかけて発生した台風9号により、豊岡市も多大な被害を受けました。

このため、市では、私たちのまちが一日も早く被災前の元気な姿を取り戻せるよう、生活の復旧、再建に向けた支援を行いますので、その概要をお知らせします。  
なお、ここに掲載している各種支援制度は、申請が必要となりますので、それぞれの問合せ先に相談ください。

## 支給制度

### ○被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法(国制度)の支給対象とならない半壊、床上浸水世帯(家屋の損害割合が10%以上20%未満)の被災世帯に対し、災害発生時と同一市町区域内で住宅の補修などをする方へ支援金を支給します。



### ▽支援金

・半壊：25万円  
・床上浸水(家屋の損害割合が10%以上20%未満)：15万円

### 《問合せ》市民課

☎21-9061または各総

## 合支所総務課

### ▽その他支給制度

災害援護金などの制度に該当する方は、別途お知らせします。

## 融資制度

### ○被災者生活復興資金貸付

住宅が床上浸水以上の被害を受けた世帯の世帯主などに対し、生活復興に必要な資金の貸付を行います(住家に被害がない場合でも家用自動車に被害があった場合は貸付対象となります)。

### ▽限度額

300万円

### ▽利率

無利子

### ▽償還

5年以内(うち据置6カ月)

### ▽所得要件

世帯主などの前

年の総所得金額が730万円以下

### ○その他融資制度

その他、生活福祉資金貸付、災害援護資金貸付、ひょうご住宅災害復興ローン、被災中小企業者対策などの融資制度もありますので、詳細は、問い合わせください。

### 《問合せ》防災課

☎23-1111または各総

## 合支所総務課

## 減免制度

### ○市税などの減免

### ▽減免対象税目

- ①個人市民税(個人県民税を含む)
- ②国民健康保険税
- ③固定資産税



### ▽減免範囲

平成21年8月9日以後に納期限の到来する平成21年度分の税額

### ▽減免基準と割合

- ①、②の減免
- ・区分：住宅または家財に30%以上の被害を受けたとき(前年中の合計所得金額が1千万円以下の方が対象)
- ・減免率：12.5%～100%

(前年中の合計所得金額と被害程度に応じて)

### ③の減免

・区分：(土地)当該土地の面積の20%を超える被害があったとき(土地の被害とは、流失、埋没または冠水のため、ごみが堆積し、使用不能、作付不能、またはそれに近い状態をいいます)

〔家屋〕当該家屋の価格の20%を超える被害があったとき

〔償却資産〕当該償却資産の価格の20%を超える被害があったとき

・減免率：40%～100% (被害程度に応じて)

### ▽申請方法

- ①、②は、税務課市民税係または各総合支所市民生活課に備え付けの減免申請書に必要事項を記入の上、提出ください。
- ③は、10月末をめぐりに減免対象者に通知する予定です。10月末を過ぎても通知が届かない方で、減免の対象となる被害を受けた方は、税務課資産税係または各総合支所市民生活課に問い合わせください。

### ▽申請期限

- ①、②：10月23日(金)
- ③：12月18日(金)

《問合せ》①、②：税務課市民税係 ☎21-9045 または各総合支所市民生活課

③：税務課資産税係 ☎21-9046 または各総合支所市民生活課

《その他の減免制度》  
○障害者自立支援利用者負担金

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033 または各総合支所健康福祉課

○介護保険料、介護サービス利用料  
《問合せ》介護保険課 ☎24-2401 または各総合支所健康福祉課

○国民健康保険の一部負担金、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療制度の一部負担金、老人医療・乳幼児医療などの一部負担金、国民年金保険料

《問合せ》市民課 ☎21-9061 または各総合支所市民生活課

○水道料金および下水道使用料の減免

※該当する方には、別途お知らせします。

《問合せ》企業総務課 ☎22-5377

# ポリオ(小児まひ)生ワクチンの 投与を実施します

▽日程・会場 左表の日程のとおり、豊岡地域は豊岡市保健センターで、その他の地域は各健康福祉センターで実施します。

▽対象

●1回目 平成21年2月1日  
～7月31日生まれの乳児

●2回目 平成20年8月1日  
～平成21年1月31日生まれの乳幼児

●その他 平成14年6月1日  
～平成20年7月31日生まれ  
で、2回の投与が終わっていない幼児

※地区分けをしていますが、指定日に行けない場合は、都合の良い会場を受けてください。その際は、事前に電話で連絡ください。

地域	地区	日	曜日	受付時間
豊岡	五荘の一部(江野・伊賀谷・岩熊・新堂・滝津・栃江・福田・上陰)・奈佐	9	月	13:20～14:00
	五荘の一部(正法寺・戸牧・高屋・駅前・下陰)	12	木	
	市街地・田鶴野・中筋・港	18	水	
	八条・三江・新田・神美	26	木	
城崎	城崎	13	金	13:00～13:30
竹野	竹野南・中竹野・竹野	12	木	13:30～14:00
日高	八代・日高・三方	10	火	13:00～13:30
	国府・西気	17	火	
	日高・清滝	24	火	
出石	弘道	5	木	13:30～14:00
	菅谷・福住・寺坂・小坂・小野	24	火	
但東	資母・合橋・高橋	12	木	13:20～13:30

▽料金 無料  
▽持ち物 母子手帳、ポリオ予診票(予診票は当日会場にあります)、体温計



▽注意事項 次の乳幼児は投与を見合わせてください。  
・下痢、発熱をしている。  
・予防接種によるアレルギーや異常反応を起こしたことがある。

・1年以内にけいれんを起こしたことがある。  
・麻しん(はしか)、風しん、おたふくかぜ、みずぼうそうにかかり、治ってから1カ月を経過していない。  
・麻しん、風しん、BCGなどの生ワクチンを使用した予防接種を受けて27日以上経過していない。  
・主治医から不適当な状態と判断されている。

※当日、医師が不適当な状態と判断した場合は、投与を見合わせます。

《問合せ》健康増進課(保健センター) ☎24-11127または各総合支所健康福祉課

# 国民健康保険 出産育児一時金の 「支給額」と「支払方法」 が変わりました

平成21年10月1日以降に出産の方から、出産育児一時金の「支給額」と「支払方法」が変わりました。

**支給額が変わりました!**

従来の支給額(38万円)から4万円引き上げ、42万円となりました。



※産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合に限り、39万円となりました。

**直接支払制度  
に変わりました!**

かかった出産費用に、出産育児一時金を充てることができるよう、国民健康保険から出産育児一時金を病院などに直接支払う仕組みに変わりました。

従って、42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意する必要はありません。

※出産費用が42万円を超える場合は、その差額は退院時に病院などに支払いくください。

※出産費用が42万円未満の場合は、その差額分を国民健康保険に請求することができます。この場合、出産から約1～2カ月後に、請求方法などを、文書で案内します。



※出産育児一時金を国民健康保険から病院などに直接支払うことを希望しない場合は、出産後に国民健康保険から受け取る従来の方法を利用いただくことも可能です(ただし、退院時には、出産費用を病院などへ個人で支払っていただくこととなります)。



《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061または各総合支所市民生活課